

堺市子ども会育成協議会ホームページ作成運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、堺市子ども会育成協議会(以下「市こ協」という。)に関する情報発信及び意見要望の収集を行う市こ協ホームページについて、その適正かつ円滑な作成運用を図るために必要な事項を定める。

(市こ協ホームページの基本概念)

第2条 市こ協ホームページは、市こ協の情報を普及して子ども会員及び指導者育成者の加入、組織活動の活性化に資するよう努めるとともに、ホームページ管理者(以下「管理者」という。)が別に定める市こ協ホームページ作成運用指針に基づき、その作成及び運用を行わなければならない。

(管理者等)

第3条 市こ協ホームページを適正に管理するため、管理者を置き、会長及び広報部長をもって充てる。また、各ブロックのページの管理に関しては、当該ブロック会長をもって充てる。

(公開内容の新規掲載等)

第4条 市こ協ホームページに新規の公開内容を掲載し、又は既に掲載している公開内容を更新し、若しくは削除しようとするときは、管理者の承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による依頼があったときは、その内容を審査し、掲載、更新又は削除が適切であると決定したときは、必要な措置を取る。

(管理者の責任)

第5条 管理者は、市こ協ホームページの公開内容において発生した問題について責任を負うものとする。

(個人情報の保護)

第6条 管理者は、個人情報の保護に関する事項を遵守しなければならない。本人又はその保護者から、その訂正、削除等の指摘又は要請を受けたときは、管理者は、適切な対応又は措置を講じなければならない。

(禁止事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する内容については、市こ協ホームページ上での公開は禁止する。

(1) 市こ協ホームページ作成運用指針に反するもの

(2) 次の内容のいずれかを含むもの及びその可能性のあるもの

- ア 法令又は公序良俗に反すること
- イ 著作権、人権、財産その他権利を侵害すること
- ウ 他人を誹謗し、若しくは中傷し、又は他人の人権を侵害するようなこと
- エ 犯罪行為に結びつく恐れのあること
- オ 営利、政治、宗教活動を目的としたもの及びその準備を目的としたこと

(公開の中止及び削除)

第8条 管理者は、前条の規定に違反していると認めるとき、又は公開内容が市こ協ホームページ上で公開する内容として不相当と認めるときは削除することができる。

(情報セキュリティ)

第9条 管理者は、コンピュータウイルス（第三者のプログラム又はデータベースに対して意図的に何らかの被害を及ぼすようにつくられたプログラムをいう。）の発見、駆除及び予防に努めなければならない。

(市こ協ホームページ運用の一時停止)

第10条 管理者は、機器の保守、点検、更新その他の特別の理由があるときは、市こ協ホームページの運用を一時停止することができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、市こ協ホームページの運用に必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

堺市子ども会育成協議会ホームページ作成運用指針

平成 24 年 4 月 1 日 制定

平成 29 年 4 月 1 日 改定

1 趣旨

この指針は「堺市子ども会育成協議会(以下「市こ協」という。)ホームページ作成運用に関する要綱(平成 24 年制定)」に基づき、ホームページの作成及び運用に関し、その内容を具体的に定めるものである。

インターネットを通してホームページを公開することは情報を発信することであり、不特定多数の閲覧者がその情報を入手できることになる。よって、市こ協の広報広聴活動の一環として、ホームページを作成し公開する場合には、著作権法・個人情報保護の遵守はもとより、人権の尊重・知的所有権の尊重等に十分留意しなければならない。

市こ協ホームページの作成及び公開には、この指針を遵守して取り組むことが必要である。

2 基本的なルール

市こ協の情報を広く提供して情報共有に基づく学校、家庭、地域における協働体制の向上を図り、更には子ども会員及び指導者育成者の加入に資するため、ホームページの開設及び適切な運用に努めなければならない。

- (1) ホームページの定期的な更新を行い、新しい情報発信に努める。
- (2) 次に掲げる項目を掲載する。
 - ア 会の名称及び目的
 - イ 会の組織構成及び会則
 - ウ 会の設立年月日
 - エ 事務局所在地
 - オ 行事予定及び活動の紹介
 - カ その他の有益で便利に活用できる情報
- (3) 掲載後も情報の正誤や掲載時のミスや誤解を招きかねない表現等について注意を払い、適正な状態の確保に努める。
- (4) 容易に内容が理解でき、読みやすい内容を提供するため、文章は簡潔で明解にする。略語や一般的でない言葉を使うときは、理解しやすいように説明をつける。漢字は常用漢字を基本とする。やむを得ず表漢字(常用漢字表にない漢字)を使うときは、()で読み方をつける。
- (5) 市こ協の活動に関わりのあるものに関わり限りホームページに掲載し、公開の目的から逸脱することがないようにする。
- (6) 公開にあたり、内容等について役員・ブロック会長会議で十分に検討・吟味を重ねる。
- (7) ホームページへの情報の掲載にあたっては、以下の各項目の内容に従い、著作

権等の諸権利を尊重する。

- ・ ホームページへの著作物（絵、作文、音楽、新聞雑誌の記事、イラスト、写真等）の掲載には、著作権者の許諾を得、その旨の表示を行うこと（子ども等がキャラクター等を模写した物の掲載についても著作権者の許諾が必要）。
 - ・ こどもの作品等の掲載についても本人及び保護者の了解のもとで行うこと。
 - ・ 市こ協以外の第三者の著作物を掲載するときには、著作権者の許諾を得た上での掲載である旨を明記すること。なお、当該第三者との取決めがあるときには、それに従うこと。
 - ・ 肖像権等他の諸権利についても上記と同様に扱うこと。
 - ・ 他者のホームページよりダウンロードした著作物を活用する場合には、著作権法等に定められた事項を遵守すること。
- (8) ホームページ公開にあたっては、最終更新日、ホームページの内容に関する著作権を有する旨をホームページ上に明記しなければならない。

3 個人情報の掲載

個人情報については、個人の人権の尊重とその安全の確保に十分配慮し、必要最小限の掲載に留める。個人情報を発信しなければならない場合は以下の項目を厳守する。

(1) 本人の同意

掲載しようとする個人情報が児童のものであるときは、当該児童の保護者の同意も得なければならない。保護者に対して、ホームページの掲載に関する告知を行ったうえで、掲載拒否の意思表示がなければ同意したものとみなす。

(2) ホームページに掲載する対象者

市こ協の会員、保護者、市こ協活動の協力者、子ども会行事関係者とする。

(3) ホームページに掲載できる個人情報

・ 氏名

ア 個人作品を発表する場合又は市こ協活動における取組や効果を紹介する場合において、氏名を掲載することにより、本人及び他の児童等の意欲の向上が期待できるときに限る。

イ 氏名掲載に配慮が必要な場合は、姓のみの掲載とする。

ウ 子ども会加入者以外の者については本人の同意を必要とする。

・ 写真

ア 特に必要と認められる場合だけに限り、安易な掲載は禁止する。

イ 写真を活用することにより、市こ協活動の内容をより明確に伝える効果が期待できる場合に限る。

ウ 児童等の顔写真の掲載については、必要最小限とし掲載する写真と同時に掲載した他の情報との組合せにより、当該児童等の氏名が明らかにならないように配慮する。写真と氏名の同時掲載について基本的には避けるべきであるが、全国的な活動等により大きな社会的効果が期待でき、十分に安全対策面での配慮がなさ

れている場合には、この限りではない。

- ・ 性別
- ・ 活動記録（制作作品、大会記録、表彰・受賞理由、研修成果、定例行事等）
- ・ 市こ協活動協力者等の個人情報の掲載

市こ協活動協力者等の場合も、本人の了解を得た後、氏名・肩書・経歴・写真・協力内容の掲載も可とする。

(4) その他

こども会規模等の違いにより、同じ程度の情報からでも個人を特定しやすい場合があるので注意する。

4 留意事項

- (1) ホームページの内容は、管理者の承認を経て公開すること。
- (2) ホームページの記事は、担当役員が作成すること。
- (3) 以下の内容に伴う情報のホームページへの掲載を禁止すること。
 - ア 第三者の著作権、人権、財産、プライバシー等を侵害するもの
 - イ 第三者を誹謗中傷したり、第三者に不利益をもたらすと判断されるもの
 - ウ 法律に反するもの、公序良俗に反するもの、市こ協の活動上不適当と判断されるもの
 - エ 犯罪行為に結びつく恐れのあるもの
 - オ 営利・政治・宗教活動を目的としたもの及びその準備を目的としたもの※上記のア～オについての判断は管理者の責任において行う。判断しかねることについては役員会で協議すること。

5 リンク

他者のページへのリンクは、そのページの閲覧への便宜を図る行為であるので、市こ協に関連のある内容であり、市こ協の活動上リンクを張ることが必要であるものであるよう配慮する。また、以下の各項目を守るものとする。

- (1) 他者のページへのリンクであることを明示すること。
- (2) リンク先の許諾を得ること。
- (3) 営利・政治・宗教活動を目的とする団体や個人の運営するページへのリンクは行わないこと。
- (4) 他者のページから市こ協ホームページへのリンクについては以下のことに注意すること。
 - ・ 市こ協ホームページはリンクフリーではない。
 - ・ リンク希望の場合、ウェブページ名とアドレス、その内容、リンクの目的、名前、連絡先等の情報の提供を電子メール、文書で求める。
 - ・ リンクは市こ協ホームページのトップページへのリンクを原則とする。また、リンク元のホームページの一部として表示される形のリンクは認めない。

6 掲載情報に対する指摘への対応

掲載情報について、本人又は保護者から掲載内容の訂正や削除の要請を受けた場合には、速やかに要請に対応した措置を講じる。また、第三者の著作に係る情報について当該著作権者から要請があった場合も同様とする。その他、閲覧者等から掲載情報の内容について指摘を受けた場合には、速やかに管理者で協議した後、適切な措置を講じる。

7 利便性の向上

会員が必要とする情報、特に即時性、緊急性が強い情報を掲載する。

- (1) ホームページを広報媒体として活用し、インターネットによる情報発信を推進する。
- (2) ホームページの双方向性を生かした意見聴取など広聴手段としての活用を図る。

8 その他

情報通信技術の進展やホームページ運用形態の変化により、本留意事項に記載されていない技術や機能を利用する場合であっても、関係法規及び市こ協ホームページ作成運用指針の目的・趣旨を尊重して利用する。